第1章 調査の概要

第1章 調査の概要

1 調査の趣旨

労働者派遣法が昭和 60 年に制定されてから 30 年が経過した。制定当初は、専門的知識・技術・経験等を要する業務のみに認められていた労働者派遣は、その後の規制緩和の流れの中で改正を重ねてきた。平成 8 年に提供対象業務が 26 業務へ拡大、平成 11 年に派遣対象業務の原則自由化、平成 16 年に 26 業務以外の業務について派遣受入期間の延長、物の製造業務への労働者派遣の解禁、派遣労働者への契約申込み義務の創設などが行われた。

その後、日雇い派遣労働者の雇用問題や、リーマンショックに端を発した世界同時不況による派遣切りなど、派遣に対する問題が社会的に大きく取り上げられるようになり、平成 24 年に日雇い派遣の原則禁止をはじめとした事業規制の強化、派遣労働者の無期雇用化や待遇の改善、違法派遣に対する迅速・的確な対処などを内容とした改正が行われた。

また、労働者派遣法の正式名も「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改正され、法律の目的にも、派遣労働者の保護のための法律であることが明記された。

今回の調査は、平成18年調査との経年比較を行いつつ、派遣労働の実態を把握するとともに、今後の労働行政の基礎資料とするものである。

2 調査対象

(派遣元事業所調査) 都内で許可を受けた一般労働者派遣事業所 2,000 事業所

(派遣先事業所調査) 都内に所在し、従業員規模30人以上の一般事業所2,000事業所

(派遣労働者調査) 派遣元事業所に雇用されている登録型派遣労働者2,000人

3 調査方法

(派遣元事業所調査) 郵送配布・郵送回収方式

(派遣先事業所調査) 郵送配布·郵送回収方式

(派遣労働者調査) 派遣元事業所の調査において協力を得られた200事業所を通じて調

査票を配布、直接郵送回収

4 調査時期

(派遣元事業所調査) 平成26年10月1日現在

(派遣先事業所調査) 平成26年10月1日現在

(派遣労働者調査) 平成26年11月1日現在

5 回収及び集計状況

	対象	回収数	有効回答数	回収率	有効回答率
	(A)	(B)	(C)	(B/A)	(C/A)
派遣元事業所調査	2,000	628	625	31.4%	31.3%
派遣先事業所調査	2,000	714	714	35.7%	35.7%
派遣労働者調査	1,531	374	374	24.4%	24.4%

※回収のあった派遣元事業所のうち登録型派遣を実施しているのは390事業所(62.4%)であった。

※回収のあった一般事業所のうち労働者派遣を利用しているのは317事業所(44.4%)であった。

※回収票(B)より白紙回答を除いたものを集計対象(C)とした。

6 利用上の注意

(1) 用語について

ア 一般労働者派遣事業

一般労働者派遣事業とは、特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業(登録型の労働者を派遣する事ができる事業)であり、厚生労働大臣の許可が必要となっている。

特定労働者派遣事業とは、その事業の派遣労働者が常用雇用労働者のみである労働者派遣事業をいい、届出制となっている。

【参考】

一般労働者派遣事業の許可事業所数

事業所数	都内*	全国**
	4,589	18,862

特定労働者派遣事業の届出受理事業所数

事業所数	都内*	全国**
	14, 850	56, 491

• 派遣労働者数

	都内*	全国**
派遣労働者数 (注1)	_	2, 450, 854
登録型派遣労働者数		2, 167, 044

^{*}平成24年度労働者派遣事業及び職業紹介事業の指導監督状況(東京労働局)

(注1) 「派遣労働者数」は、一般労働者派遣事業での「常時雇用労働者」と「登録者」に、特定労働者派遣事業での 「常時雇用労働者」を合計した人数

「登録者」とは、派遣元事業主に登録し、過去1年以内に派遣されたことがある者

イ 登録型派遣労働者

登録型派遣労働者とは、派遣元が派遣労働を希望する労働者を登録しておき、労働者 を派遣する際に登録されている者の中から期間を定めて雇用し派遣を行う形態の派遣労 働者をいう。

^{**}平成24年度労働者派遣事業報告書の集計結果(厚生労働省)

(2) 統計表の集計についての注意点

- ア「n」は回答者数を表す。
- イ 集計表の数値は、小数点以下第2位を四捨五入しているので、割合の合計が100%にならない場合がある。また、複数回答を可とした設問では、各選択肢ごとに回答者数(n)に対する割合を算出しているため、割合の合計が100%を超える場合がある。
- ウ 概説中に用いる「ポイント」とは、パーセントとパーセントとの差を表す。
- エ 統計表のうち派遣業務別にみた回答数が3件以下の数値は、非表示とした。
- オ 概説中の図表の単位は、特に記載がある場合を除きパーセント(%)である。

(3) その他の注意事項

東京都では、派遣労働に関する実態調査を昭和 62~63 年、平成 7 年、平成 10 年、平成 14 年、平成 18 年、平成 22 年に実施している。今回の調査では前回「登録型派遣」に関する調査を行った平成 18 年調査との若干の比較を行った。

また、平成 26 年度調査において、派遣先調査対象業種を 5 業種から全業種へ広げた。平成 24 年の法改正において、「専門的知識や技術等を必要とする業務または特別の雇用管理を必要とする業務」が政令第 4 条 1 項、第 5 条に整理をされた。(別表 1)この業務に一般事務、営業、販売、軽作業、介護、医療、物の製造を合わせて調査を行った。

過去の調査時点は以下の通りである。

昭和62年9月20日 (派遣元調査)*特定労働者派遣事業についても調査

昭和63年10月20日 (派遣先・派遣労働者調査*)

平成7年9月30日 (派遣元調査*)

平成7年10月31日 (派遣先調査)

平成7年11月30日 (派遣労働者調査*)

平成10年9月30日 (派遣元・派遣先調査)

平成 10 年 10 月 30 日 (派遣労働者調査)

平成14年10月1日 (派遣元・派遣先調査)

平成14年11月1日 (派遣労働者調査)

平成18年10月1日 (派遣元・派遣先調査)

平成18年11月1日 (派遣労働者調査)

平成 22 年 10 月 1 日 (派遣元**・派遣先調査)

平成22年11月1日 (派遣労働者調査**) **特定労働者派遣事業のみ調査

<別表1>【専門的知識や技術等を必要とする業務または特別の雇用管理を必要とする業務】 (派遣法施行令第4条及び第5条)

4-1. 情報処理システム開発 4-2. 機械設計 4-3. 事務用機器操作 4-4. 通訳、翻訳、速記 4-5. 秘書 4-6. ファイリング 4-7. 調査 4-8. 財務 4-9. 貿易 4-10. デモンストレーション 4-11. 添乗 4-12. 受付、案内 4-13. 研究開発 4-14. 事業の実施体制の企画、立案 4-15. 書籍等の制作・編集 4-16. 広告デザイン 4-17. 0A インストラクション 4-18. セールスエンジニアの営業、金融商品の営業 5-1. 放送機器操作 5-2. 放送番組等の制作 5-3. 建築物清掃 5-4. 建築設備運転等 5-5. 駐車場管理等 5-6. インテリアコーディネータ 5-7. アナウンサー 5-8. テレマーケティングの営業 5-9. 放送番組における大道具・小道具 5-10. 水道施設等の設備運転等